

消費税等(消費税及び地方消費税)の税率改正に伴う

水道料金・下水道使用料にかかる消費税について

令和元年10月1日から消費税等(消費税及び地方消費税)の税率が8%から10%に改正されます。これにより、水道料金・下水道使用料にかかる消費税率も変更となりますのでお知らせします。

1. 令和元年9月30日以前から引き続きご使用の場合

令和元年 10 月1日以降、最初の検針分の水道料金・下水道使用料に適用される消費税率は8%です。

2回目以降の検針分は、消費税率が 10%になります。

	旧税率(8%)	新税率(10%)
偶数月検針	10 月検針分	12 月検針分
奇数月検針	11 月検針分	1 月検針分

2. 令和元年 10 月1日以降にご使用を開始した場合

最初の検針分から、10%の消費税率が適用されます。